

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。<u>ただし、議長は、常任委員とならないものとする。</u></p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 <u>6人</u> ア～カ (略)</p> <p>(2) 教育民生委員会 <u>6人</u> ア～エ (略)</p> <p>(3) 産業建設委員会 <u>5人</u> ア～ウ (略)</p> <p>(4) 予算決算委員会 <u>17人</u> ア及びイ (略) (議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 <u>8人</u> ア～カ (略)</p> <p>(2) 教育民生委員会 <u>7人</u> ア～エ (略)</p> <p>(3) 産業建設委員会 <u>7人</u> ア～ウ (略)</p> <p>(4) 予算決算委員会 <u>21人</u> ア及びイ (略) (議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7人</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>